

認定農業者とは

認定農業者制度とは

認定農業者制度とは、意欲と能力のある農業者が自らの経営を計画的に改善するため、「農業経営改善計画」を作成し、市町村が認定する制度です。

認定農業者は、国や県、市町村等からさまざまな支援が受けられます。

農業経営改善計画の作成

農業経営改善計画には5年後の目標とその達成のための取組内容を記載します。

経営規模の拡大(経営面積を大きくしたい)
生産方式の合理化(農業生産の無駄を省きたい)
経営管理の合理化(コスト管理をしっかりしたい)
農業従事の態様の改善(労働時間を少なくしたい)



市町村へ申請し認定を受けます

認定基準

市町村基本構想に照らし適切か
達成できる計画かどうか
農用地の効率的・総合的利用に
配慮したものか(生産調整に取り組
組むことが必要です)。

認定の対象者は

性別、専業・兼業の別等を問わず、どなたでも認定を受けることができます。

性別

男性、女性の別は一切問いません。
また、家族経営協定等を結び、経営に参加している女性農業者などの方もパートナーとともに認定の対象となります。

年齢

国として**一律の年齢制限は設けていません**。
市町村は、地域の実情を踏まえ、高齢農業者が地域の担い手として排除されることのないよう、年齢制限については弾力的に運用することとしています。

専業・兼業の別

兼業農家の方や、これから**新規に就農**しようという方でも、市町村基本構想で示された農業経営を目指す方であれば認定の対象となります。

経営規模・所得の大小

経営規模や所得の小さい農家でも、一定の収入が得られる農業経営を目指す場合は認定の対象となります。

営農類型

水稻、麦、大豆等の**土地利用型農業**はもちろん、農地を持たない**畜産経営**や野菜等の**施設園芸**なども認定の対象となります。

法人経営

農業経営を営む法人であれば、農業生産法人のあるなしに関わらず認定の対象となります。
集落営農についても、法人化すれば認定の対象となります。

夫婦や親子でも共同申請により認定農業者になれます！

認定農業者等に対する主な支援措置

経営所得安定対策	<ul style="list-style-type: none"> 生産条件不利補正交付金 (ゲタ対策) 収入減少影響緩和交付金 (ナラシ対策) <p>支援対象：認定農業者、集落営農、認定新規就農者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 麦・大豆等のコスト割れの補填 米・麦・大豆等の収入減少に対するセーフティネット
融資	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金) <p>支援対象：認定農業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 経営改善のための長期低利融資(農地、施設・機械などの取得に必要な資金及び長期運転資金)。 人・農地プランの中心経営体として位置付けられた認定農業者等が借り入れるスーパーL資金について、貸付当初5年間の金利負担が軽減。
税制	農業経営基盤強化準備金制度 <p>支援対象：青色申告を行う認定農業者及び認定新規就農者等</p>	<p>経営所得安定対策等の交付金を積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入。</p> <p>さらに5年以内にこの積立金を取り崩して、農地や農業用機械、農業用建物等を取得した場合に圧縮記帳が可能。</p>
補助金	経営体育成支援事業 <p>支援対象：人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構から賃貸借の設定等を受けた者等</p>	融資を活用して農業用機械等を導入する際、融資残について国庫補助。
出資	アグリビジネス投資育成株式会社(アグリ社)及び投資事業有限責任組合(LPS)による出資 <p>支援対象：アグリ社及び一部のLPSについては、認定農業者等</p>	農業法人投資円滑化法に基づき左記投資主体からの出資を受けることが可能。
農業者年金	農業者年金の保険料支援 (特例付加年金) <p>支援対象：原則、青色申告を行う認定農業者及び認定新規就農者等</p>	保険料の半分(1万円～4千円/月)を国庫補助。